

第2回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

事 項 書

日時：令和7年10月23日(木) 13:30～

場所：JA三重健保会館 3 階大会議室
(web 併用)

- 1 放置船対策について
- 2 第1回あり方検討会、及び第2回連絡調整会議の意見について
- 3 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について
- 4 その他

1 放置船対策について

(非公開のため資料は割愛)

2 第1回あり方検討会、及び 第2回連絡調整会議の意見について

第1回三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会 議事録

日時：令和7年9月17日（水）14：00～16：00

場所：三重県勤労福祉会館 地階 特別会議室

あり方検討会の設置及びスケジュールについて

- ・意見無し

規約について

- ・規約について承認する。
- ・施行日を令和7年9月17日とする。

会長等の選任について

- ・会長を葛葉委員、副会長を西澤委員とすることについて、了承する。

三重県一般海域管理条例（仮称）の制定について

- ・別紙1のとおり

第1回連絡調整会議の意見について

- ・別紙2のとおり

今後について

- ・第2回あり方検討会は10月23日（木）に開催します。

 第 1 回連絡調整会議の意見について

清野委員: 水域での占用の定義を確認する必要があると思う。潮位や流れの影響で物が移動するため、意図的かどうかや高波による不作為の影響を考慮する必要がある。放置船に関しては、漂着物処理推進法に関わり所有者の特定や違法行為の判断が複雑。長期間放置されている場合に漂流したからという理由で自分の責任ではないと主張されることもあるため適切な対応策を検討する必要がある。

植地委員: 条例の内容を現場の漁業者や漁協に対して分かりやすくしていただきたい。

三浦委員: 立法事実が求められるのは、陸域での土地所有権（財産権）に対して制約をかける場合であり、海という公共空間において管理者として一定の行為を規制することは可能である。そのため、立法事実を過度に意識しない方が良い。

第2回三重県一般海域管理条例(仮称)連絡調整会議 議事録

日時：令和7年10月7日(火) 10:00～12:00

場所：JA三重健保会館3階大会議室(web併用)

1 第1回連絡調整会議、及び第1回あり方検討会の意見について

別紙1のとおり

2 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

別紙2のとおり

3 その他

第3回連絡調整会議では条例案について議論いただく。

没民地が多いので、何に占有を出すのかを決めておかないと、事務所での運用に困るのでは。港湾法の表現に合わせた方がよいと考える。

事務局:検討させていただく。

3 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

